

令和2年第2回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和2年2月25日（火）

開催場所 市役所 分館会議室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時10分

議長 会長 田中金治

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	欠	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 13名			欠席 1名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|--------|----|
| 7 番 | 大曾根 高男 | 委員 |
| 8 番 | 島田 和雄 | 委員 |
| 9 番 | 島田 秀男 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ですと農地転用は原則不許可となりますが、例外的に許可できるものに農業用施設等農業の振興に資する施設として住宅その他、周辺の地域の居住者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがあり、今回の申請はこちらに該当されると判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第2-1

(事務局説明)

本件は、平成12年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和3年の4月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているもの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、2月12日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問して話を伺い、現地も確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第2-2

(事務局説明)

本件は、平成12年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和3年の5月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているもの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、2月12日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農地利用

配分計画に対する意見について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成により「原案のとおり決定」とした。

また、農地利用配分計画に対する意見については、全委員の賛成により承認すべきものとし「意見なし」とした。

○議案第3-1

(事務局説明)

- ・借受人と貸付人は同一人
- ・利用権の種類 使用貸借 ・借賃 0円/10a
- ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 10年 令和2年5月1日から令和12年4月30日まで
- ・23筆 合計面積 22,788㎡

第4号議案 生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について3件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成によりすべて「承認」とした。

○議案番号第4-1

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

2月10日に現地を確認したところ、自家消費用の野菜の作付け及び保全管理がされていました。従事者は昨年10月になくなりました。生前は自家消費用の野菜を作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

生前に畑で農作業をしているところをよく見かけておりました。現在は家族の方が保全管理をされており、支障がないと思われます。

○議案番号第4-2

- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

2月10日に現地を確認したところ、麦が作付けされていました。従事者は昨年9月になくなりました。生前は作付指導等をされておりました。

(担当委員からの説明)

家が近くのため、生前の状況はよく知っております。事務局の説明のとおりです。現在

は麦が作付けされており、支障がないと思われます。

○議案番号第4－3

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

2月10日に現地を確認したところ、保全管理がされていまして。従事者は平成29年7月になくなりました。生前は麦などを作付けされておりました。

(担当委員からの説明)

事務局の説明のとおりです。現在は保全管理がされており、支障がないと思われます。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和2年1月21日から令和2年2月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 3件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 3件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. 令和3年度固定資産税の評価替えに伴う精通者意見価格の調査協力について
2. 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
3. 農地利用最適化推進1・1・1運動報告書について
4. その他

議長は、令和2年第2回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月25日

議 長

7 番

8 番

9 番
